

平成3年3月15日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

道路占用許可業務及び道路自費工事施工許可業務に係る
コンピュータ利用について（答申）

平成3年2月14日付藤路第3160号をもって諮問された、道路占用許可業務及び道路自費工事施工許可業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、道路占用許可業務及び道路自費工事施工許可業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 市道の占用及び掘削工事については、道路法、藤沢市道路占用料徴収条例及び藤沢市道路占用規則に基づき申請を受理し、内容審査の後許可を行うとともに、道路占用料及び路面復旧監督費の徴収を行っているものである。
- ・ 道路管理者以外の者が行う道路工事についても、道路法に基づき申請を受理し、内容審査の後許可を行っているものである。
- ・ これらの事務については、現在すべて手作業で行っているが、取扱い件数が年間約4,000と多いうえ、許可証の作成、占用料等の計算、納入通知書への記載など、処理が非常に繁雑であるためミスも生じやすく、また申請を受理してから許可するまでに相当の期間を要しているのが現状である。
- ・ そこで、コンピュータを利用することにより、事務処理の正確性の向上と効率化を図るとともに、申請者へのサービス向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、道路占用許可業務及び道路自費工事施工許可業務に係るコンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 大量の処理件数に加え、繁雑な書類作成や計算をすべて手作業で行うことは、非効率的であるとともに正確性に欠け、市民の不利益につながるおそれもあるといえる。

② これらの事務をコンピュータ化することにより、迅速かつ正確な処理が可能となるほか、道路の占用状況を的確に把握することができ、苦情や問い合わせへの対応や、不法占用物件の排除等が迅速に行えるという効果も期待できる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、申請人の氏名・住所・電話番号であり、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、パスワードの採用により占用担当職員以外の者が操作できないようにするほか、機器の設置場所、データ管理等についても考慮されており、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上